

令和5年度第1回岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会 議事録

(開催日時) 令和5年7月20日(木) 午後1時33分～午後2時32分

(開催場所) 岩手県庁5階 5-J会議室

(出席者) 別紙出席者名簿のとおり

1 開会

<事務局から開会宣言>

2 挨拶

竹澤会長(農業普及技術課総括課長)から挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

ア 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領の制定及び岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱の一部改正について

【大友副会長(病害虫防除所)】

設置要領は毎年制定することでもいいのか。

【事務局】

審議会等の設置・運営に関する指針において、常設の会議体としないことと定めがあることから、構成員の就任期間を年度末までとし、毎年度設置要領を制定することとした。

【高橋構成員(全国農業協同組合連合会岩手県本部)】

認定試験結果の審査はしないこととなったのか。

【事務局】

廃止した運営要領第2の規定には、試験結果の審査に関することと定めていたが、岩手県附則機関条例の施行に伴い、懇談会において「審査」と言った附属機関と混同される表現を用いないよう審議会等の設置・運営に関する指針に定めがあったことから削除した。

また、これまで、運営要領に試験結果の審査に関することと定めていたが、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要領第3の規定に基づき、100点満点で採点し、70点以上の者を合格としており、実態に則したところもある。

【千葉構成員(環境生活部県民くらしの安全課)】

当課でも岩手県附属機関条例の施行に伴い、アドバイザー認定事業に似たような事業があったが、附属機関に類するものに該当しないという結果になった。

【事務局】

当課でも農林水産企画室を経由し行政経営推進課と協議したが、結果的に附属機関に類するものということで、審議会等の位置づけとなった。

イ 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の概要について

質疑等特になし

ウ 岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定状況について

質疑等特になし

(2) 協議事項

ア 令和5年度第1回岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業計画について

【大友副会長（病害虫防除所）】

認定試験問題に「誤っているもの」を選択する問題が多くなっている理由は、問題が作りやすいからである。

【赤坂構成員（一般社団法人岩手県植物防疫協会）】

選択肢を正しいものに寄せることで、研修の振り返りをすることも問題作成の意図としてはある。

【事務局】

当県の農薬管理使用アドバイザー認定事業は、国の消費安全対策交付金を財源としている。他県においても名称は異なるが、同様の目的で事業を実施しているところがある。

また、当県の特色として、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、広く多くの方を対象に農薬の安全かつ適正使用を推進することを目的とし認定事業を実施していることから、認定試験問題の作成においても、試験者の理解が確認しやすい問題としている。

認定試験問題を作成する各公所において、適宜、問題の出題方法を工夫するようお願いしたい。

【大友副会長（病害虫防除所）】

病害虫防除所では農薬販売店の立入検査を毎年実施しているが、これまで不備多かった農薬販売店において、農薬管理使用アドバイザーの認定を取得したことで改善が図られ、効果が見られている。

しかし、農薬販売店のうち量販店の従業員の農薬に対する知識が浅いため、農薬立入検査を実施する際に、農薬管理使用アドバイザーのチラシを配布して、周知を図っている。今後も、強く働きかけていく。

【事務局】

昨今、農業経営体において株式会社等の法人化が増えていることから、1法人1名でもいいので農薬管理使用アドバイザーの認定取得をお願いしたいところである。

【大友副会長（病害虫防除所）】

農薬使用者においても、最近は自分で農薬誤使用に気付くようになってきている。産地直売所でも、農薬管理使用アドバイザーを置いているところでは、農薬管理使用アドバイザーが出荷者の農薬使用履歴記帳を確認し、指摘している事例もある。

【赤坂構成員（一般社団法人岩手県植物防疫協会）】

農薬概説の価格が分かり次第、連絡してほしい。

【事務局】

承知した。追って、連絡する。

(3) その他

ア 農業者に対する農薬管理使用アドバイザーの資格取得に向けた取組について
質疑等特になし

《議事終了》

4 閉会

事務局から、次回は各種研修及び認定試験の一切が終了した後の早い時期（2月上旬）に開催予定である旨を説明し、閉会宣言。